

平成 27 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 ビットアイル
(コード番号 3811・東証 1 部)
代表者名 代表取締役社長 寺田 航平
問合せ責任者 経営企画本部長 和田 倫幸
電話番号 03-5805-8153

**QAON 合同会社による当社株式等に係る株式等売渡請求を行うことの決定、
当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

当社が平成 27 年 10 月 27 日付「QAON 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、QAON 合同会社（以下「特別支配株主」又は「QAON」といいます。）は、平成 27 年 9 月 9 日から当社の普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、QAON は、平成 27 年 11 月 2 日をもって、当社株式 34,642,128 株（当社の総株主の議決権に対する QAON の所有する当社株式の議決権の割合（以下「議決権割合」といいます。（注））にして 97.14%）を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

本日、当社は、QAON より、平成 27 年 9 月 8 日付で当社が公表いたしました「QAON 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、QAON が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、QAON が当社の特別支配株主となったことから、当社株式及び新株予約権の全て（但し、QAON が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式並びに QAON が所有する新株予約権及び当社が所有する自己新株予約権を除きます。）を取得し、最終的に当社を QAON の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条に基づき、当社の株主（QAON 及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対してはその所有する当社株式（以下「売渡株式」といいます。）

す。)の全部をQAONに売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)し、当社の全ての新株予約権に係る新株予約権者(QAON及び当社を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対してはその所有する新株予約権(以下「売渡新株予約権」といいます。)の全部をQAONに売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。)する旨の通知を受けました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記の表に記載された新株予約権の全部は、本公開買付けの結果QAONに取得され、又は本日までに行使され若しくは当社が取得したため、本新株予約権売渡請求の対象とされておりません。

下記の当社の会議の開催日及び決議日		左記の当社の会議の決議に基づいて 発行された新株予約権の名称
定時株主総会	取締役会	
平成18年10月26日	平成18年12月12日	第5回新株予約権
	平成19年9月12日	第6回新株予約権
—	平成20年12月9日	第7回Bプラン新株予約権
		第7回Cプラン新株予約権
	平成22年2月2日	第8回Bプラン新株予約権
		第8回Cプラン新株予約権
	平成22年12月21日	第9回Aプラン新株予約権
		第9回Bプラン新株予約権
		第9回Cプラン新株予約権
	平成23年12月5日	第10回Aプラン新株予約権
		第10回Bプラン新株予約権
	平成24年12月4日	第11回Aプラン新株予約権
		第11回Bプラン新株予約権
		第11回Cプラン新株予約権
	平成25年12月3日	第12回Aプラン新株予約権
		第12回Bプラン新株予約権
		第12回Cプラン新株予約権
	平成27年3月17日	第13回Aプラン新株予約権

		第 13 回 B プラン新株予約権
		第 13 回 C プラン新株予約権

なお、この結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 27 年 12 月 3 日まで整理銘柄に指定された後、同月 4 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）「議決権割合」は、当社が平成 27 年 10 月 29 日に提出した第 16 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（36,002,000 株）から、同有価証券報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の当社の自己株式数（600,000 株）に同日以降本日までの単元未満株式の買取りに係る自己株式の増加数（320 株）を加えた自己株式数（600,320 株）を控除した数（35,401,680 株）に、同日以降本日までに新株予約権 1,176 個（第 5 回新株予約権 86 個（目的となる当社株式の数：86,000 株）、第 6 回新株予約権 17 個（目的となる当社株式の数：17,000 株）、第 7 回 C プラン新株予約権 135 個（目的となる当社株式の数：27,000 株）、第 8 回 C プラン新株予約権 150 個（目的となる当社株式の数：30,000 株）、第 9 回 C プラン新株予約権 233 個（目的となる当社株式の数：46,600 株）、第 11 回 B プラン新株予約権 19 個（目的となる当社株式の数：1,900 株）、第 11 回 C プラン新株予約権 521 個（目的となる当社株式の数：52,100 株）、第 12 回 B プラン新株予約権 12 個（目的となる当社株式の数：1,200 株）及び第 13 回 B プラン新株予約権 3 個（目的となる当社株式の数：300 株））が行使されたことにより発行された株式の数（262,100 株）を加算した数（35,663,780 株）に係る議決権の数（356,637 個）を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

記

1. 本株式等売渡請求の概要

（1）特別支配株主の概要

① 名称	QAON 合同会社
② 所在地	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 EJAE2 合同会社 職務執行者 古田 敬
④ 事業内容	株式保有による事業活動の支配及び管理
⑤ 資本金	50,000 円

⑥ 設立年月日	平成 27 年 7 月 17 日
⑦ 大株主及び持株比率	EJAE2 合同会社 100%
⑧ 当社と特別支配株主との関係	
資本関係	本日現在、特別支配株主は、当社株式 34,642,128 株（議決権割合：97.14%）を所有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。ただし、エクイニクス・ジャパン株式会社と当社との間には、エクイニクス・ジャパン株式会社が提供するインターネットエクスチェンジサービス、コロケーションサービス及びこれらに付随する諸サービスの提供に関する取引があります。
関連当事者への該当状況	直前事業年度の末日において、該当事項はありません。なお、本日現在、特別支配株主は、当社の親会社に該当するため、関連当事者に該当します。

（2）本株式等売渡請求の日程

売渡請求日	平成27年11月4日（水曜日）
当社の取締役会決議日	平成27年11月4日（水曜日）
売買最終日	平成27年12月3日（木曜日）
上場廃止日	平成27年12月4日（金曜日）
取得日	平成27年12月9日（水曜日）

（3）売渡対価

- ① 本株式売渡請求により売渡株主に対して交付する売渡株式の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）

普通株式 1 株につき、922円

- ② 本新株予約権売渡請求により売渡新株予約権者に対して交付する売渡新株予約権の対価（以下「新株予約権売渡対価」といいます。）

第10回Cプラン新株予約権 1 個につき、1円

2. 本株式等売渡請求の内容

当社は、QAONより、平成27年11月4日付で、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けまし

た。当該通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により売渡株主に対して株式売渡対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び3号）

QAONは、売渡株主に対し、株式売渡対価として、その有する売渡株式1株につき922円の割合をもって金銭を割当交付します。

- (3) 新株予約権に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第4号イ）

該当事項はありません。

- ② 本新株予約権売渡請求により売渡新株予約権者に対して新株予約権売渡対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第4号ロ及びハ）

QAONは、売渡新株予約権者に対し、新株予約権売渡対価として、以下に記載のとおり額の金銭を割当交付します。

第10回Cプラン新株予約権 1個につき 金1円

- (4) 特別支配株主が売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

平成27年12月9日

- (5) 株式売渡対価及び新株予約権売渡対価（以下「株式等売渡対価」といいます。）の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

QAONは、株式等売渡対価を、同社の現預金により支払うこととし、株式会社三菱東京UFJ銀行から、株式等売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しています。

(6) 本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

株式等売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された売渡株主及び売渡新株予約権者の住所又は売渡株主及び売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（株式等売渡対価の交付についてQAONが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）売渡株主及び売渡新株予約権者に対して株式等売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

すなわち、当社は、データセンター市場は今後も成長が見込まれるものの、相次ぐデータセンターの開設や異業種企業からの参入も含め、業界内での競争は今後ますます激化する中で、エクイニクスグループ（QAONの最終の親会社であるエクイニクス・インク（EQUINIX, INC.、本社：米国カリフォルニア州レッドウッド市、米国NASDAQ上場、コード：EQIX、以下「エクイニクス」といいます。）並びにエクイニクスの子会社及び関連会社からなる企業集団をいいます。）のノウハウや経験さらにはグローバルな顧客基盤を共有・活用することにより、一層の成長が期待できるとの考えのもと、両者の企業価値向上に向け複数回の協議・検討を行ってまいりました。両者はコロケーションを中心とした事業モデルであること、設立から10年を超える今日においても積極的に事業拡大を推進する企業カルチャーを有すること、急成長しているクラウド市場への対応など次世代を見据えた事業展開など共通点も多く、当社がエクイニクスグループに迎え入れられることで両者が相互のノウハウや経験を有効活用することが可能となります。さらに、エクイニクスグループは非日系顧客との取引に強みを有しているのに対し、当社は日本国内の顧客に強いつながりを持っていることから両者が相互の基盤等を共有・活用することにより、エクイニクスグループにおいては日本国内の顧客と、当社にとっては非日系顧客との取引拡大が見込まれます。このように、両者の統合はシナジー効果を生み出し、国内・外におけるデータセンター市場における両者の地位を高めていくことが見込まれるとの認識で一致しました。具体的なシナジーとしては、両者の共同営業に

よる受注案件の増加、エクイニクスのグローバル顧客からの強い引き合いを背景にした当社データセンターへの誘致と案件の獲得、エクイニクスの提供するインターコネクションサービス（クラウドエクスチェンジ、メトロコネクトなどを含みます。）の当社データセンター内での導入といった効果が期待できると考えております。さらに、当社はQAONの完全子会社となることにより、エクイニクスグループとしてガバナンス体制及び運営方法を統一し、グループ全体での効率的な経営を目指すとともに、上記シナジーの実現に向け、エクイニクスグループ間での情報共有及び柔軟かつ機動的な意思決定を通じ、迅速かつ効率的な事業展開を図ることが可能になると考えております。また、エクイニクスが米国NASDAQ市場に上場しているところ、当社は本日現在において東京証券取引所市場第一部に上場しており両者の統合後も当社が上場を維持し続けると上場維持コスト（有価証券報告書等の継続開示に係る費用、株主総会開催及び株主名簿管理人に係る費用等）を負担することになりエクイニクスグループ全体として見た場合には経営が非効率になること、また、今後ますます競争が激化することが予想されるデータセンター業界において当社をエクイニクスグループの一員として一体経営することにより日本国内でのプレゼンス強化が図れることから、QAON及び当社は単なる資本提携先や親子関係に留めるのではなく完全子会社化することが両者の企業価値を向上させるために最善の選択肢であるとの結論に至りました。

以上の考察を踏まえ、当社は、平成27年9月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び第10回Cプラン新株予約権を除く新株予約権の保有者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨、並びに第10回Cプラン新株予約権の保有者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、そのご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、平成27年10月27日、QAONより、本公開買付けの結果について、応募株券等の総数（35,777,028株）が買付予定数の下限（24,633,500株）（いずれも新株予約権を含みます。）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株券等の全部の買付けを行う旨の報告を受けました。この結果、平成27年11月2日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、QAONの議決権割合は97.14%となり、QAONは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、QAONより、平成27年11月4日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(i)上記のとおり、当社が QAON の完全子会社となることが当社の企業価値を向上させるために最善の選択肢であると考えられることに加え、株式売渡対価は、本公開買付けに係る当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格であり、新株予約権売渡対価も、本公開買付けにおいて設定された新株予約権の買付け等の価格と同一の価格であること、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、売渡株主及び売渡新株予約権者の皆様にとって合理的な価格であり、売渡株主及び売渡新株予約権者の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(ii)QAON は、株式等売渡対価を、同社の現預金により支払うこととし、株式会社三菱東京 UFJ 銀行から、株式等売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、当社としても、当該借入れに関する融資証明書の写しにより QAON による資金確保の方法を確認していること、また、QAON によれば、株式等売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないことから、QAON による株式等売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iii)株式等売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された売渡株主及び売渡新株予約権者の住所又は売渡株主及び売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（株式等売渡対価の交付について QAON が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）売渡株主及び売渡新株予約権者に対して株式等売渡対価を支払うものとされているところ、株式等売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられることを踏まえ、本株式等売渡請求は、売渡株主及び売渡新株予約権者の利益にも配慮がなされた合理的なものであると判断し、当社が QAON の完全子会社となるための本取引を進めるべく、QAON からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、本株式等売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取

締役4名のうち、代表取締役社長である寺田航平氏は、本公開買付けにおいてQAONとの間で応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本日の当社取締役会における本株式等売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加していません。当該取締役会においては、寺田航平氏を除く当社の取締役3名の全員一致により、本株式等売渡請求の承認に関する議案の決議をしております。また、当該取締役会には、当社の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本株式等売渡請求を承認することに異議がない旨の意見を述べております。

(2) 算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、株式等売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所に上場しておりますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成27年12月3日まで整理銘柄に指定された後、同年12月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式等売渡請求は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、当社並びにQAON及びエクイニクスは、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、以下の①乃至⑦のような措置を講じております。

また、本株式等売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役4名のうち、代表取締役社長である寺田航平氏は、本公開買付けにおいてQAONとの間で応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本日の当社取締役会における本株式等売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加していません。当該取締役会においては、寺田航平氏を除く当社の取締役3名の全員一致により、本株式等売渡請求の承認に関する議案の決議をしております。また、当該取締役会には、当社の監査役3名

(常勤監査役1名、社外監査役2名)全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本株式等売渡請求を承認することに異議がない旨の意見を述べております。

① QAONにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

QAONは、本公開買付価格を決定するにあたり、QAON及びエクイニクスグループ並びに当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年9月7日付で取得した株式価値算定書を参考にしたとのことです。なお、QAONは、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

みずほ証券は、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法：	381円から497円
類似企業比較法：	895円から1,179円
DCF法：	763円から1,000円

市場株価基準法では、平成27年9月7日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値(381円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(437円)、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(467円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(497円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を381円から497円と算定しているとのことです。

類似企業比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を895円から1,179円と算定しているとのことです。

DCF法では、平成28年7月期から平成31年7月期までの当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成28年7月期以降に当社が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を763円から1,000円と算定しているとのことです。また、DCF法の前提とした

当社の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

QAON は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成27年9月8日に本公開買付け価格を922円とすることを決定したとのことです。

本公開買付け価格である922円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年9月7日の東京証券取引所における当社株式の終値(381円)に対して141.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値(437円)に対して110.98%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値(467円)に対して97.43%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値(497円)に対して85.51%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になるとのことです。

(ii) 新株予約権

第10回Cプラン新株予約権を除く新株予約権については、当該各新株予約権における当社株式の1株当たりの行使価額はいずれも本公開買付け価格(922円)を下回っていることから、新株予約権に係る買付け等の価格を本公開買付け価格(922円)と当該各新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権の1個の目的となる当社株式の数を乗じた金額にそれぞれ決定したとのことです。当該各新株予約権に係る買付け等の価格は具体的には以下の表に記載のとおりになるとのことです。

	行使価額(円)	本公開買付け価格との差額(円)	1個当たり目的となる当社株式の数(株)	1個当たりの買付け等の価格(円)
第5回新株予約権	585	337	1,000	337,000
第6回新株予約権	327	595	1,000	595,000
第7回Bプラン 新株予約権	1	921	200	184,200
第7回Cプラン 新株予約権	356	566	200	113,200
第8回Bプラン	1	921	200	184,200

新株予約権				
第8回Cプラン 新株予約権	312	610	200	122,000
第9回Aプラン 新株予約権	1	921	200	184,200
第9回Bプラン 新株予約権	1	921	200	184,200
第9回Cプラン 新株予約権	517	405	200	81,000
第10回Aプラン 新株予約権	1	921	200	184,200
第10回Bプラン 新株予約権	1	921	200	184,200
第11回Aプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第11回Bプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第11回Cプラン 新株予約権	822	100	100	10,000
第12回Aプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第12回Bプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第12回Cプラン 新株予約権	847	75	100	7,500
第13回Aプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第13回Bプラン 新株予約権	1	921	100	92,100
第13回Cプラン 新株予約権	537	385	100	38,500

一方で、第10回Cプラン新株予約権については、当社株式1株当たりの行使価額（930円）が本公開買付価格（922円）を上回っていることから、QAONは当該新株予約権の買付け等の価格を1円と決定したとのことです。

また、QAONは第三者算定機関から新株予約権に係る価値算定書を取得していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、当社並びに QAON 及びエクイニクスグループから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しております。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社並びに QAON 及びエクイニクスグループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値評価算定手法の中から当社の株式価値算定にあたって採用すべき算定手法を検討したうえで、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）を用いて当社の普通株式の株式価値の分析を行い、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成 27 年 9 月 7 日付で株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しております。なお、当社は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において分析された当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析：	437 円から 497 円
類似企業比較分析：	420 円から 793 円
DCF 分析：	598 円から 956 円

市場株価分析では、平成 27 年 9 月 7 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 437 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 467 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 497 円を基に、当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 437 円から 497 円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 420 円から 793 円までと分析しております。

DCF 分析では、当社の平成 28 年 7 月期から平成 31 年 7 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成 28 年 7 月期以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 598 円から 956 円と分析しております。なお、DCF 分析の前提とした当社の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

(注) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社の普通株式の株式価値の分析に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の分析は、平成 27 年 9 月 7 日までの上記情報を反映したものです。

また、新株予約権については、各新株予約権の買付け等の価格を、本公開買付価格と当該各新株予約権における当社株式 1 株当たりの行使価格との差額に当該各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額（但し、当該差額がマイナスとなる第 10 回 C プラン新株予約権の場合は 1 円）としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、当社は本公開買付けにおける第 10 回 C プラン新株予約権を除く新株予約権の買付け等への応募を推奨し、第 10 回 C プラン新株予約権の買付け等への応募について、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社並びに QAON 及びエクイニクスグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けておりま

す。

④ 当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手

本公開買付け後に予定されている完全子会社化手続（本公開買付け開始時点において、本公開買付けの結果、QAON が当社の総株主の議決権の 90%を所有するに至った場合には、会社法第 179 条の規定に基づく株式等売渡請求によること、本公開買付けの結果、QAON が当社の総株主の議決権の 90%を所有するに至らなかった場合には、当社株式の併合を行うことにより実施することを予定していたものです。以下「本完全子会社化手続」といいます。）は、本完全子会社化手続の時点においては QAON が支配株主に該当し、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。本公開買付けに係る当社の意見表明自体は、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、当社としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の株主と本完全子会社化手続時点の少数株主の皆様にとって、当社株式の全てを取得する本取引の公正性を確保するべく、当社は、平成 27 年 8 月に、QAON 及びエクイニクスグループとの間に利害関係を有しない者として、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の高橋鉄氏、竹原相光氏及び橋本圭一郎氏（なお、当時、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の竹原相光氏及び橋本圭一郎氏は、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ておりました。その後、社外監査役の竹原相光氏は、平成 27 年 10 月 28 日付で、任期満了により監査役を退任しております。）に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をいたしました。

上記 1 名の社外取締役及び 3 名の社外監査役は、本取引の意義に関する当社の説明、上記「（４）②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書その他の資料を踏まえ、当社における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の当社の株主及び新株予約権者にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのことです。その結果、（i）当社が認識する事業環境及び課題並びに当社が QAON の完全子会社となることの必要性及び目的、（ii）(a)本公開買付価格の交渉経緯、本公開買付価格の当社の市場株価に対するプレミアムの水準、(b)上記「（４）②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書における算定方法は、専門的知見を有する第三者算定機関が、当社株式の市場価格推移や、当社の特性、強みやリスク等を総合的に判断して採用されたものであり、不合理な点は認められないこと、及び

(c)本意見表明プレスリリース「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の手續において、本公開買付けに応募されなかった当社の株主及び新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けと同額の金銭が交付されることが予定されていること等を含めて、本取引と同種の公開買付け及びその後の非公開化手続と比較して買付条件及び取得条件に不合理な点は認められず、少数株主にとって不利益となる条件も付されていないこと、並びに(iii)本「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成27年9月7日付で、当社は、上記1名の社外取締役及び3名の社外監査役から連名で、(i)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、(ii)本取引により株主及び新株予約権者に交付される対価は、当社株式価値算定書の算定結果の内容、過去に行われた同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例との比較、及び合理的なプロセスを経て決定されたものと評価できることに照らして、公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、(iii)相当な利益相反の防止措置が採られているなど、本取引に係る意思決定過程の手續は公正であり、(iv)(i)乃至(iii)その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見を入手しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成27年9月8日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した当社株式価値算定書及び算定結果についての説明、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社がQAONの完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、両者の共同営業による受注案件の増加、エクイニクスのグローバル顧客からの強い引き合いを背景にした当社データセンターへの誘致と案件の獲得、エクイニクスの提供するインターコネクションサービス(クラウドエクスチェンジ、メトロコネクトなどを含まれます。)の当社データセンター内での導入といったシナジー効果が期待できると考えたことから、本取引が当社グループの企業価値向上に資する取組みであると判断するとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(i)上記「(4)②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJ

モルガン・スタンレー証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価分析及び類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、DCF 分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付価格 922 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 9 月 7 日の当社株式の東京証券取引所における終値 381 円に対して 141.99%、平成 27 年 9 月 7 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 437 円に対して 110.98%、平成 27 年 9 月 7 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 467 円に対して 97.43%、平成 27 年 9 月 7 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 497 円に対して 85.51%のプレミアムを加えた金額であり、過去に行われた同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である寺田航平氏は、QAON との間で応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社の取締役 4 名のうち、上記 1 名を除く 3 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び、第 10 回 C プラン新株予約権を除く新株予約権に係る新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。一方、新株予約権のうち、第 10 回 C プラン新株予約権については、買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。また、当該取締役会には当社の監査役 4 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 3 名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

QAON は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定し、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、QAON 以外の者による買付け等の機会を

確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮したとのことです。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する株式数を超える買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本基準株式数（注1）（36,950,100株）の3分の2に相当する株式数（24,633,400株）に1単元（100株）加算することにより本基準株式数（36,950,100株）の3分の2超となる株式数（24,633,500株）に設定したとのことです。

さらに、本公開買付けは、QAONの非利害関係者が所有する普通株式数の過半数（いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」）に相当する数を超える株式数の応募があることを成立の条件としています。すなわち、本公開買付けにおける買付予定数の下限（24,633,500株）は、本基準株式数（36,950,100株）から、寺田倉庫株式会社、寺田航平氏及び寺田保信氏（総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）が本公開買付けに応募する旨を合意している応募合意株主所有株式等（注2）の全て（当社株式の合計10,988,700株、所有割合：29.74%及び新株予約権（合計1,330個、目的となる当社株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%）を控除した株式数（25,759,400株）の過半数（12,879,701株）を1単元（100株）の倍数に切り上げた数（12,879,800株）に、応募合意株主所有株式等の全てを加えた株式数（24,070,500株）を超えており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数を超える株式数となりました。このように、QAONは、QAONの利害関係者以外の株主の皆様及び新株予約権に係る新株予約権者の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしており、当社の少数株主の皆様及び新株予約権に係る新株予約権者の皆様の意思を尊重した買付予定数の下限を設定したとのことです。

（注1）「本基準株式数」とは、①当社が平成27年9月8日に公表した「平成27年7月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された平成27年7月31日現在の当社の発行済株式総数（36,002,000株）に、②当社が平成26年10月28日に提出した第15期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の新株予約権9,050個の目的となる当社株式の数（1,444,700株）に同日から平成27年7月31日までの変動1,820個（目的となる当社株式の数：103,400株）を反映した数（10,870個、目的となる当社株式の数（1,548,100株））を加算し、③当社決算短信に記載された当社が平成27年7月31日現在所有する自己株式数

(600,000株)を控除した株式数(36,950,100株)をいいます。また、本基準株式数に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)を、「所有割合」といいます。

(注2)「応募合意株主所有株式等」とは、本応募合意株主が所有する当社株式(合計10,988,700株、所有割合:29.74%)及び新株予約権(合計1,330個、目的となる当社株式の合計数:202,000株、所有割合:0.55%)の全てをいいます。

4. 今後の見通し

本株式等売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及びQAONの両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

QAONは、当社の親会社に該当するため、本株式等売渡請求は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めてはおりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本株式等売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3.本株式等売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠又は理由等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3.本株式等売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠又は理由等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠又は理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載のとおり、当社は、平成27年9月7日付で、QAON及びエクイニクスグループとの間に利害関係を有しない者として、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の高橋鉄氏、竹原相光氏及び橋本圭一郎氏（なお、当時、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の竹原相光氏及び橋本圭一郎氏は、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ておりました。その後、社外監査役の竹原相光氏は、平成27年10月28日付で、任期満了により監査役を退任しております。）から、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見を入手しております（なお、当該意見が、本株式等売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式等売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者から、本株式等売渡請求が売渡株主にとって不利益ではないことに関する意見を改めて取得していません。）。

以 上